

令和2年

5月号

濱田会計事務所通信

令和2年5月3日発行 Vol.33

新型コロナウイルスの影響で緊急事態宣言が発令され1ヶ月程度経過しました。新型コロナウイルスの直接の影響というよりも、その影響による経済活動の自粛により、経済的な影響は甚大なものとなり始めているようです。政府は緊急経済対策として支援策を整備しています。主なものをご案内しますので該当しそうな場合は要件等をご確認頂き、専門の相談窓口でご相談下さい。

個人事業、中小企業向けの支援制度

持続化給付金

- ・要件
新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している。
- ・給付額
中小法人等 最大200万円 個人事業者等 最大100万円

雇用調整助成金の特例

- ・要件・対象者
新型コロナウイルスの影響で売上が5%以上減少しており、一時的な休業等により労働者に休業手当を支給した事業主。令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用。
- ・助成額
上限8330円/人×休業日数

小学校休業等対応助成金

- ・要件・対象者
令和2年2月27日～6月30日までに新型コロナウイルスによる小学校の休校等や、子供の感染またはその疑い等により子供への対応が必要となった労働者（正規・非正規問わず）に年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主
- ・助成額
有給の休暇取得者に支払った賃金上限8330円/人×休暇取得日数

個人事業主や事業専従者は日額4100円の小学校休業等対応支援金をご利用下さい。

固定資産税の軽減

- ・対象
中小事業者等の償却資産と事業用家屋の令和3年度分の固定資産税と都市計画税
- ・要件・軽減措置
令和2年2月～10月の任意の3ヶ月間の売上高が、前年同期間と比べ、
50%以上減少⇒ゼロ 30%以上50%未満減少⇒1/2

売上が減少した事業者向けの融資制度もありますので、気になる方は日本政策金融公庫や各金融機関にご相談下さい。



個人向けの支援制度

生活支援給付金（10万円）

- ・対象者
基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている者
- ・受給権者
給付対象者の属する世帯の世帯主
- ・申請方法
オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）又は郵送方式（市区町村から郵送された申請書類を返送）
- ・申請期限
郵送方式の申請受付開始日から3ヶ月以内
（支給申請の受付開始は、居住市区町村ごとに異なります。）

一時的な資金の緊急貸付

- ・対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- ・貸付条件
上限額20万円以内、据置期間1年以内、償還期限2年以内、利息なし
- ・申込先
市区町村社会福祉協議会又はお住まいの都道府県内の労働金庫



国民健康保険の減免等

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々などに対して、国民健康保険税の免除等を行う。」とされました。

減免の実施等については各市町村の判断となります。今後各自治体で詳細が決定されていくと思われるので、気になる方は各市町村へ問い合わせてみて下さい。

事務所からのお知らせ

雇用調整助成金は休業を必要とする事業者には是非活用頂きたい制度ですが、ご自身で取り組むには非常に複雑な制度です。検討される方は、費用はかかりますが専門である社会保険労務士への依頼をお勧め致します。

また、これを機会に他の助成金についても検討してみたい方は社会保険労務士のご紹介も可能ですので、気になる方はご相談下さい。



濱田会計事務所
〒670-0053
兵庫県姫路市南車崎2丁目4-13
TEL：079-229-9041
Fax：079-229-9049
E-Mail：info@hamadakaikei.jp
URL：http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

